

昨年7月と今年2月の計2回、直方市の各部長と拡大事務局会を実施し、直方市第6次総合計画をメインにした「自公連と市の協働」をテーマに協議を行い相互に協働できる項目を確認しましたのでご報告させていただきます。

市民部

- マイナンバーの交付率向上
●自治会加入率の向上

消防本部

- 自主防災組織等を対象とした救急講習の実施

上下水道・環境部

- ごみ減量・限りある資源の有効活用
常設資源回収場所の増設

教育委員会

- 子どもの見守り活動
危険個所の点検・下校時の放送継続

総合政策部

- 自治会加入促進
●防犯灯の自治会負担の軽減
●全小学校区への自主防災組織の設立支援
●コミュニティ無線の拡大と基地局の増設
●市長と市民の意見交換会での課題の早期解決

産業建設部

- 空き家・老朽危険家屋対策



トピックス

チューリップ植栽報告

11月18日(土)10時～ 速賀川河川敷

来年春の「のおがたチューリップフェア2024」開催に向けて、参加者一同(17名)、春に綺麗な花が咲くことを願いながら心をこめて5,460球の球根を植えたとのこと。寒い中、ご参加いただいた皆様お疲れ様でした。

また、3月16日(土)10時から除草作業を予定しておりますので、多くの方のご参加をお待ちしております。



令和5年度福岡県公民館実践交流会

令和6年1月25日(木) 宗像ユリックス

宗像ユリックスで開催された「福岡県公民館実践交流会」に参加してきました。(参加者14名)

実践交流会では、前半と後半で4つずつ、計8つの分科会があり、興味のある分野を選んで、自治公民館や公立公民館の事例発表を聞くことができました。特に、志免町桜丘南公民館の「自主防災活動の取組による地域防災力の向上」に多くの方が参加されておりました。



上頓野校区自治公民館が「筑豊賞」を受賞しました。

上頓野校区自治公民館の「交通・防犯委員会」、「青少年育成委員会」、地域住民(有志)、民生児童委員など約18名が午前7時過ぎから8時30分までの間、校区の通学路で危険と思われる10か所の交差点に立ち、直方市立直方第二中学校・上頓野小学校に通学する児童の安全を見守る活動を30年以上続けられていることで顕彰されました。おめでとうございます。また、別紙にて各地域の防犯活動団体紹介をさせていただきますのでご覧ください。



上川光明さん↑ ↑上川勝義さん

校区・自治区公民館からのお知らせ募集!!

あなたの地域や校区のイベントやお知らせを掲載してみませんか? 掲載スケジュールは、年3回(6月・11月・2月)です。

- お申し込み/自公連本部専門委員会・事務局 (TEL070-1990-4172)

今後のスケジュール

- 3月8日(金) 正副会長会議
●3月15日(金) 理事会
●3月16日(土) チューリップ除草作業
●4月5日(金) 正副会長会議
●4月12日(金) 会計監査
●" 理事会
●5月24日(金) 令和6年度総会



自分たちの「まち」は自分たちで守る!!

直方市自治区公民館連合会

みんなで「住んで良かったと思えるまちづくり」直方市自治区公民館連合会は"1チーム"!

発行担当: 自公連本部専門委員会・事務局 (TEL070-1990-4172) / 発行協力: 直方市役所 防災・地域安全課

広報 まちづくり

第9号



令和6年2月吉日/直方市自治区公民館連合会 発行

令和6年能登半島地震により被害を受けられたみなさまへ心よりお見舞いを申し上げます。

年頭市長会談 令和6年1月12日(金) 14時～

令和6年1月12日(金) 田代会長をはじめ直方市自治区公民館連合会の三役、専門委員会委員長で年初の挨拶を兼ね大塚市長、秋吉副市長を表敬訪問しました。

冒頭、田代会長から自公連は今年度も各校区で市長を迎えて意見交換会を開催している。保健福祉センターの建設や新幹線新駅の設置などまだまだ課題は山積しており、今後、自公連としても持続可能なまちづくりに連携強化していきたい。また、自公連と社会福祉協議会の関係正常化に向けても進展を図りたいと挨拶しました。

これに大塚市長は、新年早々、能登半島地震など災害も起こったが、直方市も将来に向けた手を打っていかないといけない。昨年末に2050年の直方市の人口推計が出されたが、5万6千人から4万5千人へと約2割減とされている。こうしたことも見据えたかじ取りを行い、様々な地域課題については対話を通じて取り組んでいきたいと応じ、秋吉副市長は市長の方針に沿って職員一丸となって進めていきたいと語られました。

次に岸田事務局長が、自公連は11校区から委員を出して加入促進推進分科会、防災・防犯推進分科会の二つの分科会を設け、地域の目線から課題の洗い出しと検討を行っており、そのなかで、仲野本部専門委員長を座長、小林副会長を副座長とする防災・防犯推進分科会で本市の防災ならびに安全・安心な市民生活を保つための課題を提言としてまとめ、理事会に諮った旨を説明しました。

田代会長から、防犯灯の電気代に係る自治会負担の軽減、自主防災組織の組織化の強化推進、水難事故防止、防災無線の利用拡大の4つの課題を示し市長へ所要の措置を講じるよう要望し提言書を渡し岸田事務局長が、大塚市長、秋吉副市長へ詳細を補足説明しました。(※提言の内容については次のページに記載)

分科会座長である仲野委員長より防犯灯に関しては、自治会の負担軽減ということも一つあるが、市役所的には負担をしていない人達をどうするのかといった面でも考えていただきたい。自治会負担に補填するという考え方と未加入者、受益者負担をしていない市民が半分いる状況でこの人たちが負担してくれば自治会負担の軽減は必要ないことになる。受益者負担をしていない人たちへの対応を考えてもらう。現在の地域の防犯灯を市の直接管理に置き換えれば、受益者負担の公平になると考える。方法論の話になると思うので現課と協議して対応してもらいたい。自主防災組織については市長の言われるとおりで行政依存型、公助にはあまり期待せず自公連も各校区で考えて、少なくとも今ある6校区の組織で避難訓練などを行っていきながら残りの校区でもつくっていく努力をしなければならない。あまり行政に依存することはよくないというのが分科会の意見です。防災無線については基地局の増設は費用の掛かることなので、費用を掛けずに安全安心に役立つのは特殊詐欺に対する注意喚起などコミュニティ無線の利用拡大と考える。福智町など小さな自治体でもできるのに直方市ができないはずはないというのが分科会の意見であったと補足説明がありました。

岸田事務局長から第6次総合計画にある防災組織に関する内容をぜひ前倒しで進めてもらいたいと要望し、市長も実地訓練が重要との認識を示しました。

また、仲野委員長は市長の話に合った将来の人口推計に関して、飯塚市の公有地の売却の例を挙げ、定住人口を増やす取り組みの推進を求め、田代会長も市長の見解を尋ねました。

大塚市長は財産活用手法として直接投資する以上に民間投資を呼び込むことでそれが人口増や税収増に繋がる筋書は十分にあると応じました。

最後に自公連からの4つの提言と定住人口の増加に対する取り組みをお願いし年頭の会談を終えました。



提言詳細

1. 防犯灯の電気代に係る自治会負担の軽減について

地域の防犯灯の大部分は自治会など地域コミュニティ組織が管理しております。自治会加入率が低下している現状ではこの防犯灯の電気代は自治会に加入している世帯と未加入世帯との不公平感を煽ることになるとともに自治会財政の大きな負担となってきております。

つきましては、防犯灯の電気代に係る自治会負担の軽減について所要の措置を講じますよう要望いたします。

2. 自主防災組織の組織化の強化推進について

近年、激甚化、頻発化する自然災害への備えは、本市にとっても重要な課題の一つであり、災害への備えは行政による公助だけではなく、市民一人ひとりの自助、地域で支え合う共助が重要と考えます。

地域の備えの要となるのが自治会を中心とした自主防災組織となりますが、本市では現在まで校区単位での自主防災組織が未設立の校区があり、また、設立はされているものの避難訓練などの活動が十分に行われていない自主防災組織も見受けられます。

つきましては、市内全校区での自主防災組織の早急な設立推進と地域防災訓練の実施支援など必要な措置を講じますよう要望いたします。

3. 水難事故防止について

昨年7月宮若市の犬鳴川で小学6年生の児童3名が溺れて亡くなるというたいへん痛ましい事故がありました。これを受けて宮若市では水難事故防止協議会を設置し、市内の危険個所の点検を行い、侵入防止柵の設置や危険を知らせる看板の掲示を行っています。

本市でも遠賀川本川をはじめ、犬鳴川、彦山川などの河川並びにため池など水難事故の危険を伴う箇所は多く存在します。

つきましては、本市におきましても自治会を含めた関係団体・機関と連携し危険個所の再点検と事故防止に必要な措置を講じますよう要望いたします。

4. 防災無線の利用拡大について

昨年、自治区公民館連合会の要望をもとに小学校の下校時間に合わせて、通学路の見守りを願うコミュニティ無線の放送が始まりました。

他の自治体では、高齢行方不明者のお知らせや特殊詐欺に対する注意喚起など幅広く安心安全に関する放送に活用されている例もあります。

また、現在の無線基地局は浸水害、土砂災害を対象とした地域を中心に設置されており、放送を聞き取れない地域があります。

隣国での度重なるミサイル発射の実施など緊張する世界情勢のなか、防災・行政無線には、自然災害以外にも国民保護のための情報伝達という重要な機能があります。

つきましては、本市におきましてもより積極的な安心安全に関する情報伝達に活用するとともに市内全域をカバーできるよう基地局の増設など必要な措置を講じるよう要望いたします。

臨時理事会報告 令和6年2月16日(金) 14時～

臨時理事会において、議案【1】①直方市社会福祉協議会理事推薦候補者募集（期限：2月8日）の結果について、各自治区公民館代表者からは期限までに立候補の申し出が無かったことを報告しました。

次に、②今後の理事候補推薦に係る手続きについては、正副会長及び本部専門委員会合同会議での指名推薦で候補者を選考決定のうえ、推薦することが満場一致で承認されました。

議案【2】直方警察署との連携については、①各校区・各自治区公民館代表者の連絡先等の情報提供及び②各校区・各自治区公民館の防犯活動の取組についての情報提供の2つの提案があり、こちらにつきましても満場一致で承認されました。

なお、自公連会長と直方警察署長との会談や協定書締結などを含め、自公連と直方警察署が連携して防犯活動ができるよう進めていきたいとの報告がありました。

令和5年度「市長と市民の意見交換会」全校区で開催終了しました!!

今年度も昨年に引き続き、全11小学校校区で「市長と市民の意見交換会」が開催されました。意見交換会開催にあたり、会場準備等のご協力をいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

直方市へ当自公連が予てより要望しておりました『向野市政の際に実施していた「ふれあい市長室」の復活』（地域へ足を運び地域の声を聴く）が、この2年間の皆様のご協力のお陰をもちまして、直方市が今年度より『出前トーク「市長と語る」』を実施する運びとなりました。

この実施を受けまして、当自公連主催の事業としては終了させていただき、次年度以降は、各校区・各自治区公民館単位で市長との対話を通じて市政やまちづくりに対する積極的な意見や提案をお伝えいただければと思います。各校区の皆様のご協力まことにありがとうございました。



福地小校区

7月8日(土)
(特養)すみれそうのおがた



南小校区

8月23日(水)
新町北区公民館



北小校区

9月14日(木)
須崎町連合公民館



新入小校区

9月21日(木)
上新入川東自治区公民館



西小校区

10月15日(日)
山部一区公民館



植木小校区

10月22日(日)
旧筑豊高校 管理室



上頓野小校区

12月2日(土)
上頓野小学校 体育館



中泉小校区

令和6年1月24日(水)
中泉一区公民館

出前トーク
「市長と語る」
ご案内



感田小校区

令和6年1月26日(金)
行常集会所



下境小校区

令和6年2月3日(土)
赤地公民館



東小校区(自公連)

令和6年2月3日(土)
東校区自治公民館

対象者：市内に住んでいるか通勤・通学している人を中心として構成された各種サークル、自治会などの市民団体。(10人以上)

場所：団体が指定した場所 ※個人宅や飲食店等は除く

テーマ：市政やまちづくり(申し込み団体がテーマを決めた場合は、その希望に沿ったもの)

開催日時：午前9時から午後9時までの間で、概ね60分を目安とします。

※開催日は、土日祝日でも申し込みできます。

申し込み：開催希望日の1ヵ月前までに「出前トーク申請書」を秘書広報課窓口、メールにて提出。または電話、オンラインで受け付けています。

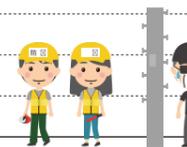
<申込先> 直方市秘書広報課秘書広報係 (3階32番窓口)
mail: n-hisyo@city.nogata.lg.jp 電話: 0949-25-2212



地域防犯パトロール活動紹介

非行や犯罪のない安心して暮らせるまちづくりはみんなの願いです。自治区公民館では、地域の犯罪を少しでも減らすため、暗い夜道を照らす防犯灯の設置や維持管理、こどもの登下校時や夜間のパトロールを実施しています。ここでは、地域で活動されている団体をご紹介します。

校 区	団 体 名	活 動 日 等
南 校 区	溝堀第一パトロール	毎月第3金曜日
	新町第一自治区公民館パトロール	毎月第1金曜日
	新町第二区自治会パトロール	毎月第2金曜日
	新町第3自治区パトロール	毎月第3金曜日
	直方市新町第四公民館パトロール	毎週金曜日
	新町第七自治区公民館パトロール	毎月第3金曜日
	新町第八自治区自治会パトロール	毎月第3金曜日
	新町第9自治区公民館パトロール	毎月第3金曜日
	直方市多賀自治区公民館パトロール	毎月第3金曜日
	元町公民館パトロール	毎月第3金曜日
北 校 区	直方市知古第一自治区公民館パトロール	毎月最後の日曜日 20時～
	須崎第三・第四合同パトロール	毎月第4金曜日 19時～
西 校 区	山部二区自治区公民館防犯パトロール	2ヶ月に一度、第3もしくは第4金曜日20時30分～
	西小学校登下校見守り隊	小学校登下校時毎日
	70歳以上の独居人見守り隊	毎月1回
	新町5区夜間パトロール隊	毎月2回 20時～
	新町6区夜間パトロール隊	毎月1回金曜日 20時～
新 入 校 区	長田自治区公民館防犯パトロール	毎週金曜日 20時～
	鴨生田団地自治区公民館パトロール	毎週金曜日 17時～
	上新入川西自治区公民館パトロール	毎月20日
中 泉 校 区	中泉校区防犯パトロール	毎月第2火曜日19時～
福 地 校 区	永満寺区防犯パトロール隊	毎週月・水・金(昼1時間・夜1時間)
感 田 校 区	安全推進パトロール(感田一区)	毎月第3金曜日 18時～
	子供見守り隊【感田松栄会(感田二区)】	月・水・金7時10分～(不定期、月6回)
	児童の交通安全(福智台自治会)	毎月第4月曜日 7時30分～、第2月曜日 15時30分～
	安全推進隊(感田三区)	毎月第1水曜日20時～
	安全推進隊(感田三区・感田四区・東和苑合同)	毎月第1水曜日20時～
	安全推進隊(東和苑)小学校登校	毎月第1水曜日 7時～
	夜間防犯パトロール(四区長生会)	毎月第1水曜日 20時～
上 頓 野 校 区	上野校区自治公民館	登校日毎日7:10～
	上頓野校区 交通・防犯委員会	毎月第1・第2・第3・第4金曜日 7:10～
東 校 区	頓野公民館防犯パトロール	毎週月・火・金 15時30分～
	東校区 登校見守り	小学校登校日毎日
	交通安全協会東ブロック頓野支部	毎月1日・20日
	東校区(出山・羽高・西尾公民館)	毎月1回(夜間)
	頓野公民館ポイ捨て防止パトロール	毎月3回(5の付く日)
植 木 校 区	植木校区安全パトロール(北部)	毎月第1金曜日 19時～
	植木校区安全パトロール(南部)	毎月第3金曜日 19時～
	植木緑ヶ丘自治区公民館パトロール	毎月第2金曜日 20時～
	登校時通学見守り(民生委員・PTA・個人)	登校日毎日



直方市社会福祉協議会 ～正常化に向けて～ 本部専門委員会

社会福祉法人直方市社会福祉協議会(一尾泰嗣会長)から、自公連発行の広報まちづくり第8号掲載の記事に対する反論文書等が、過日、自公連加盟の自治区公民館や市社協役員等に多数配付されましたが、本部専門委員会が市社協に関して寄稿する場合、市社協に求められている公共性と公益性に鑑み、真実相当性が認められる事実に限って、推敲に推敲を重ね記事にしています。

したがって、本部専門委員会は、市社協の恣意的な反論に対して、何ら萎縮することなく、そして、今後も直方市情報公開制度を活用すると共に直方市役所並びに法律の専門家にご相談しながら活動してまいりますので、真実に目を背けることなく、ご理解ご協力の程、宜しく申し上げます。

今日まで自公連推薦市社協理事及び評議員が市社協に対して、適宜指摘並びに要望した事実の一部を紹介してみたいと思います。

- 令和3年7月1日 市社協事務局に対して自公連推薦評議員が、市社協事務局長に対して、「市社協令和2年度定時評議員会終結に伴う手続きが社会福祉法に違反している」と指摘しました。
- 令和3年7月28日 自公連推薦理事は、市社協の漫然とした運営を改善する目的で、当時の市社協会長古賀章子氏に対して、市社協定款に基づき市社協内に「企画運営委員会」の設置を強く要望しました。
- 令和3年10月頃 市社協は、共同募金会から赤い羽根共同募金の配分を受けた後、当該配分金が市社協の福祉事業や市内の福祉団体等の活動助成金に充てられていることから、自公連推薦評議員は、前記活動助成金が公平且つ適正に配分されているか否かを確認する目的で、市社協に対し情報開示を求めた。調査対象団体として古賀章子氏(当時の市社協会長)が会長の直方市赤十字老人看護奉仕団「胞子の会」を選び調査を進めました。
- 令和3年12月14日 古賀章子氏は当該調査に必要な書面(会員名簿)の提出を頑なに拒んでいたが、その行為は違法であるとの指摘を受け入れ、会員名簿の開示に応じると同時に市社協の理事を辞任されました。会員名簿に基づき調査を行なったところ、助成金申請時の会員総数は23名としていましたが、実際の会員数は10名以内で、多くが亡くなっていたり、胞子の会を退会していたことが明らかになりました。また、胞子の会へは日本赤十字福岡県支部からも活動助成金が交付されていました。なお、古賀章子氏は、市社協の重要な加盟団体「直方市ボランティア連絡協議会」の会長(令和5年夏までは副会長)であり、市社協に対して大きな影響力を有していると考えることが妥当と思料します。
- 令和4年6月9日 自公連は市社協との協力関係を強固に構築する目的で、市社協一尾会長に対し「連携協議申入書」を提出しましたが、市社協事務局長から電話で、「一尾会長は、どのような理由でも団体との協議は行わない。意見があるのなら理事会で意見を述べて欲しい。」との事由で拒絶されました。

6. 令和4年7月20日 同年同月15日開催の自公連臨時理事会の決議に基づき、自公連は、募金活動に関する問題点、募金活動はあくまでも任意であり、強制的に募金を集めることは法令違反であること、任意性が求められる募金活動に積極的に協力するか否かは、個々の団体(自治区公民館)の自律権の範疇であり、強制的に募金活動に協力させる行為は、団体の自律権を侵害するものであり厳に慎むべきであると指摘した書面を市社協等に発出しました。

7. 市社協に対する要望及び指摘が受け入れられたものは以下のとおりです。(重要な事案に限り記載します。)

- 市社協令和2年度定時評議員会のやり直し
- 企画運営委員会の設置
- 市社協ホームページへの市社協規約・規程の掲載
- 市社協給与規定の見直し(市社協職員の給与は、直方市職員の給与に準じて支給されているが、市社協の給与規定の中には、その根拠となる規定はまったく存せず、市社協職員の給与を慣例で市職員に準じて昇給させていた。)
- 市社協ホームページ上に「市社協理事・監事・評議員」の個人情報(氏名・住所・電話番号)が掲載されていたことから、住所及び電話番号の削除の申し入れ。

8. 市社協に対する要望及び指摘が受け入れられなかったものは以下のとおりです。(重要な事案に限り記載します。)

- 企画運営委員会の継続
- 古賀章子氏の理事辞任理由に関する調査委員会の設置(複数回要望)
- 自公連との連携協議(複数回要望)
- 広報まちづくり第8号に関する見解の相違についての意見交換
- 両団体の事務局間協議
- 赤い羽根共同募金に関して、強制を伴わない募金活動の推奨

学校法人頓野学園(とんの幼稚園)幼保連携型こども園移行に伴う建設工事(四分の三補助金)に関しては、当該入札手続きにおいて、建設業法違反が認められたことは事実であり、市社協並びにとんの幼稚園の反論は理由がなく、失当であることは明らかです。補助金事業の見積期間については、建設業法を遵守した上で適切に設けることが求められていますが、法令に違反したとしても罰則はなく、事業者は処罰の対象にはなりません。したがって、警察問題になることはありません。もっとも、罰則がないことに乗じて法令違反を犯していいとは思えません。他方、建設工事の工期が短いとの理由で、見積期間を短縮されたとしたら、見積業者らに対して、建築図面を交付するだけで見積もり及び入札に参加させることはあり得ないと思料します。どのような理由で、指名業者らに、発注仕様書を渡さず、億単位の建設工事の入札を図面だけで挑ませたのかお尋ねしたいと思っています。発注仕様書が配付されたとしたら、市内業者の多くは辞退せず、入札に参加されていたと聞き及んでおります。